

○綾川町自主防災組織育成推進要綱

平 1 9 年 4 月 1 日
告 示 第 9 号

(目的)

第 1 条 この告示は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)及び綾川町地域防災計画の趣旨に基づき、地域住民による隣保協同の精神に基づく自発的な災害活動を行う自主防災組織の育成推進を図り、災害に強いまちづくりに資することを目的とする。

(育成推進事業)

第 2 条 町は、自主防災組織の育成推進を図るため、関係各課及び防災関係機関と連携を図り、次の各号に掲げる事業を実施する。

- (1) 自主的な防災組織の必要性を認識させ、併せて防災意識の高揚を図るための広報活動
- (2) 自主防災組織の組織づくりの指導及び防災に関する知識の高揚を図るための防災教育
- (3) 自主防災組織の充実を図るための助成

(自主防災組織の基準)

第 3 条 自主防災組織の基準は、次のとおりとする。

- (1) 次のいずれかに該当すること。
 - ア 自治会等日常生活上の基本的な地域を単位として結成された組織
 - イ 活動区域の地形、面積、構成世帯の規模、形態等の事情により、自主防災組織の効果的な運営を図るため、地域を分割し、又は統合して結成された組織
- (2) 別表第 1 に例示する組織を編成し、かつ、別表第 2 に例示する役割分担に基づいて活動する組織とする。

(自主防災組織の名称)

第 4 条 自主防災組織の名称には、自主防災会という文字を用いるものとする。

(自主防災組織の届出)

第 5 条 自主防災組織を結成したときは、綾川町自主防災組織結成届(様式第 1 号)に役員名簿(様式第 2 号)及び組織図(様式第 3 号)を添えて、町長に提出しなければならない。

(防災資機材の助成)

第6条 町長は、自主防災組織の育成及び防災体制の充実を図るため、自主防災組織が防災活動を行うために必要な防災資機材について、綾川町自主防災組織資機材助成要綱に定めるところにより、予算の範囲内で助成することができる。

(訓練の実施)

第7条 自主防災組織は、自らの地域における防災訓練等を計画的に実施するとともに、町が主催し、または共催する総合防災訓練等に積極的に参加し、自主防災組織の活動能力の向上を図るものとする。

(訓練の指導申請)

第8条 自主防災組織は、自らの地域における防災訓練等を実施する場合は、防災訓練等実施計画書(様式第4号)を総務課に提出し、当該防災訓練等について指導を受けるものとする。

(変更の届出)

第9条 自主防災組織は、第5条の規定により、町長に届け出た内容等に変更が生じたときは、綾川町自主防災組織変更届(様式第5号)を町長に提出しなければならない。

(台帳の整備)

第10条 町は、第5条の規定による届出を承認した場合は、自主防災組織名及び資機材助成台帳(様式第6号)を備えておくものとする。
2 自主防災組織は、資機材台帳(様式第7号)及び活動記録台帳(様式第8号)を備えておくものとする。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項については、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。